



技能実習適正化支援センターの渡邊です。世上、技能実習制度根本的見直し論が盛んです。

8月号では、日本の技能実習制度はグローバルな観点からみてユニークな制度ですが、他の先進国では制度設計ができていく特徴があり、それが日本の強み・理念に起因するものであることを説明したいと思います。

実は、この技能実習制度は、日本人の根本的・価値観に深く根差していると思われるからです。

1. 一人の技能実習制度ウォッチャーとして

技能実習制度ウォッチャー（観察者）は各方面に多数います。私もその一人ですから、以下に述べることも私限りの観察に過ぎませんが、私は、アジア途上国や欧米諸国に在勤経験あり、彼らの考え方や本音を知る機会が少なからずありました。その感覚からすると、昨今の技能実習制度の根本的な見直し論は、なんだか変な違和感がします。法務省の（前）大臣が「この問題に歴史的決着をつけたい。」とまで言い出しました。

さて、米務省の調書によれば、「日本の技能実習制度は現代の奴隷制度だ」とのことです。私が、欧米外交官と付き合い、本音で話し合った時のこと。欧州の外交官が言うには、「日本は恵まれている。近くに初等教育レベル以上の豊富な労働力があり、彼らを教育訓練し活用すれば相互互恵的な（mutually satisfactory result）な関係が得られる。欧州諸国とアフリカ諸国とは同様な関係は得られない。日本を羨ましく思っている」とのこと。北米の外交官も「米国は移民とチャレンジの国だ。中南米から移民、留学生や高度専門職として米国を目指す者が多いが、日本の制度のように、政府と企業が連携して途上国の若者を技術指導・訓練して本国に送り返すというやり方は、国の成り立ちから考えて構築できない。日本の人づくり援助はユニークで、日本人ならではの発想だ」としている。理想と現実の乖離はつきものだが、どの国もその国の哲学・理念に沿って対外関係を作り上げ改善していくものだ。そもそも米務省に「その制度は、奴隷制度だ」と一方的に言われて、否定もせず、反発もしない国はない。仮に、相手がフランスなら抗議もの。

2. 入管庁初の実態調査について

入管庁初の実態調査について、マスコミは、「来日前借金 5割超」の見出しで、借金の負担が大きいので失踪に至るとのシナリオを記事にしています。他方、同じ調査の「来日後の給料は、8割が「期待通り」「期待より多い」との点には注目していません。実習生が一番気にしているのは、はっきり言って給料です。8割がほぼ満足しているなら意義のある妥当な制度ではないでしょうか。

来日前の借金の件について、外交官も海外赴任する際には、ほとんどの者が親元や所属先から借金していました。たぶん、民間企業のビジネスマンでも海外赴任するときは同じでしょう。それはごく普通のこと、在外で購入する車代、引っ越し費用や生活設営経費が必要でした。他方、実習生が借金する場合、日本に来るまでに現地で支払う費用の問題はその中身で、「保証金・違約金」なら NG、「送出機関の紹介・派遣手数料」ならあり得ますが、その徴収額が過大かがポイント、「事前教育費」なら OK。ただ、実習生は、これらの違いを理解せずに現地で支払っている事情があります。

その取り締まりといっても国外のことですから、日本国内でできることは誓約書を取ること、送出国政府が認定する適正な送出国機関以外からの受入れを認めないことが限界です。指導監督については、送出国に対する要請しかできないのです。つまり、2 国間の政府間取決めで確認できる以上のことは日本の手の届かない領域ですから、相手国の主権行為に手を伸ばすことはできない筋合いなのです。

また、実習生にしてみれば、借金してまで支払うお金は、日本での就労チャンスを得るためのいわば「投資」です。そもそも「借金」すること自体は悪いことではありません。借金返済のために働く訳であるから、「働くことを動機づけている」からです。

技能実習制度を根本的に見直すと言っても、日本にとってその制度の持つ意義と日本の理念に基づいた本来の価値に着目せず、ただ改廃するだけなら「角を矯めて牛を殺す」羽目になりかねません。

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>